

神戸市開発事業における  
消防水利及び消防活動空地等の  
整備基準

平成 30 年 6 月 1 日

消防局警防部警防課

# 目次

## 第1章 総則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 適用対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 消防水利

### 第1節 共通事項

- 1 協議及び手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2節 消防水利

- 1 種別及び配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 消火栓の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 防火水槽の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 防火水槽の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 防火水槽の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 二次製品防火水槽の規格及び構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 8 採水口設備の規格及び構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 9 防火水槽用地の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 10 地中ばり防火水槽及び現場打ち防火水槽の規格及び構造・・・・ 13
- 11 標識の規格及び構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

### 第3節 検査要領

- 1 検査依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 検査区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 中間検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 完成検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 検査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

### 第4節 帰属・移管

- 1 帰属・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 移管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

### 第5節 ゴルフ場等開発事業

- 1 ゴルフ場等開発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

### 第3章 消防活動空地等の確保及び代替措置

#### 第1節 共通事項

- 1 協議及び手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

#### 第2節 消防活動空地等の確保

- 1 適用対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 進入路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 活動空地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 標識及び標示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

#### 第3節 消防活動空地等の代替措置

- 1 消防活動空地等の代替措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 建物用途別の選択可能代替措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

#### 第4節 検査要領

- 1 検査依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 検査区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 完成検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 検査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

#### 第5節 管理・点検要領

- 1 維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この基準は、「神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（以下「条例」という。）」及び「ゴルフ場等の開発事業指導要綱（以下「ゴルフ場要綱」という。）」が適用される開発行為、又は、これらに準ずるその他の開発行為等にかかる消防事務の取扱いについて必要な事項を定める。

### (適用対象事業)

第2 この基準は、宅地開発又は中高層等の住宅建設等を目的とする次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 条例に定める事業
- (2) ゴルフ場要綱に定める事業
- (3) その他この基準を適用する必要がある事業

### (用語の定義)

第3 この基準における用語の定義は、条例において定義する例によるほか、次の各号による。

- (1) 協議 新たに設置しようとする消防水利及び消防活動空地等について、市長又は消防長と事業者の意思統一をはかるために行う話し合いをいう。
- (2) 同意 開発計画等により既存の消防水利を廃止又は変更しようとする者に対して、管理者の意思を表示することをいう。
- (3) 指導 消防上安全な開発計画等をするために、消防長が行う行政指導をいう。
- (4) 再開発型開発行為 市街化区域における開発行為であって、下記の3条件を満たす開発行為をいう。再開発型開発行為と認定されれば、都市計画法第29条の開発許可が不要になる。この判断は、住宅都市局計画部指導課によるものである。
  - ア 公共施設の整備の必要がない。
  - イ 単なる形式的な区画の分割・統合にとどまる。
  - ウ 一定規模以上の切土・盛土等の造成工事を伴わない。
- (5) 総合設計制度 地域防災の向上に寄与する耐震性防火水槽や公開空地等の防災施設を整備する建築物の誘致をはかり、市街地環境の向上並びに安全・安心なまちづくりに資することを目的とした制度をいう。
- (6) 消防水利 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第20条の規定により、消防庁が定める消防に必要な水利の基準（以下「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）という。）を満たす消防水利をいう。
- (7) 防火水槽 消火用水を貯留することを目的として作られた独立型的水槽又は地中ばり水槽をいう。
- (8) 二次製品防火水槽 あらかじめ工場において成型及び養生又は組立を行う等の加工工程を経て生産された鉄筋コンクリート（プレキャストコンクリート）又は鋼製の部材を

- 建設現場に搬入して、設置組立される防火水槽をいう。
- (9) 地中ばり防火水槽 消火用水の貯留を目的として作られた建物の基礎を利用した防火水槽をいう。
  - (10) 義務設置の防火水槽 開発事業又は総合設計制度利用の許可条件となっている防火水槽をいう。
  - (11) 任意設置の防火水槽 事業者が任意で設置した防火水槽をいう。
  - (12) 公設防火水槽 消防局が所有し、維持・管理する防火水槽をいう。
  - (13) 私設防火水槽 消防局が将来所有し、維持・管理する予定であるものの、移管手続きがされていない防火水槽、及び、消防局以外が所有し、維持・管理する防火水槽をいう。
  - (14) 指定消防水利 消防の用に供することを目的とせず設置された水槽等または自然水利で、消防の用に供し得る水利について、消防法第 21 条の規定に基づき、その所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、消防長又は消防署長が消防水利に指定して常時使用可能な状態に置くものをいう。
  - (15) 市街化区域 既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
  - (16) 市街化調整区域 すぐに市街化することがふさわしくない区域、農業を促進する区域、緑地として豊かな自然環境を残す区域など、市街化を抑制すべき区域をいう。
  - (17) 暫定市街化調整区域 計画的なまちづくりを進めるには時間がかかり、市街化区域のままでは無秩序な開発が進むおそれがあるために、暫定的に市街化調整区域に編入する区域をいう。
  - (18) 特定保留区域 市街化調整区域の中にあつて、将来計画的なまちづくりが行われる区域をいう。
  - (19) 同時使用開栓数 配水系統が同じエリア（配水地が同じ配水管）で消火栓を同時に開栓し、それぞれ毎分 1 m<sup>3</sup>以上かつ連続 40 分以上の放水が可能な消火栓数をいう。
  - (20) 消防活動空地等 消防はしご車等が有効に活動するための空地、及び空地に至るための進入路をいう。

## 第2章 消防水利

### 第1節 共通事項

(協議及び手続きの流れ)

第1 事業者は、条例第2条第1号(オを除く。)に掲げる開発事業をするときは、消防水利に関する事項について、あらかじめ消防長に申出て協議しなければならない。

2 前項の場合において、協議は、次の各号に掲げる見出しの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり協議するものとする。

(1) 協議場所 神戸市役所4号館(危機管理センター) 警防課

(2) 協議方法 対面にて実施(電話による協議は不可)

(3) 協議内容 消防水利に関する次の事項

ア 消防水利の種別及び配置

イ 消防水利の設計及び施工計画

ウ 消防水利の土地の設計及び施工計画(専用用地を伴う公設防火水槽の場合)

エ 消防水利及び土地の帰属

オ その他必要な事項

(4) 協議書類 別表第1のとおり

3 事業者は、前項に定める協議及び手続きを、別表第2を例に実施するものとする。

4 事業者は、協議の内容に変更がある場合、「協議一部変更届(様式第7号)」を提出し、消防長の承認を得るものとする。

(同意)

第2 事業者は、開発許可のために必要になった消防水利について、都市計画法第32条又は条例第12条第1項に基づき、市長又は消防長と協議するものとする。

(申請)

第3 事業者は、前項目による市長又は消防長との協議又は同意に際し、標準処理期間を考慮して申請書類等を提出するものとする。

2 前項に規定する標準処理期間は、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を要するものとする。ただし、不足の事態が発生した場合については、この限りでない。

(1) 開発事業審査申出書(回答) 2週間

(2) 再開発型開発行為に伴う公共施設整備の必要性の有無(回答) 2週間

(3) 集合住宅等建設協議(回答) 2週間

(4) その他の回答等 2週間

(5) 消防水利の届出・協議書(審査) 2週間

(6) 防火水槽完成検査関連 1ヶ月

(躯体検査1日、漏水検査1週間、報告等3週間程度)

(7) 消火栓完成検査関連（現地検査1日、報告等3週間程度） 3週間

(8) 防火水槽移管手続き 1ヶ月

3 前項に規定する標準処理期間は、申請書類等に不備なく、消防局が正式に受理した日の翌日から起算するものとする。ただし、完成検査関連については検査の初日から起算するものとする。また、標準処理期間に土日祝日は含まない。

## 第2節 消防水利

(種別及び配置)

第1 事業者は、条例第2条第1号(オを除く。)に掲げる開発事業をするときは、次の各項及び消防水利の基準に適合する消防水利を設置するものとする。

2 設置する消防水利は、原則として公設消火栓又は防火水槽とする。ただし、将来にわたり常時支障なく使用できると認められる私設消火栓、プール、遊水地等の消防水利については、維持管理が十分に担保される場合に限り設置できるものとする。

3 消防水利は、次の各号に従い配置するものとする。

(1) 消防水利は、開発事業区域が既存消防水利(原則として公設消火栓、公設防火水槽のみ※1)によって、次の表に掲げる区分に応じた半径の円の範囲に包含されないときは、開発事業区域を包含できるよう、新たに消防水利を設置するものとする。ただし、少なくとも防火対象物を包含できるように消防水利が配置され、消防活動上支障がないと消防長が認める場合※2は、この限りでない。

既存水利の包含距離対象表

開発事業区域における都市計画区域の区分		既存消防水利を中心とした円の半径
市街化区域	商業地域、近隣商業地域 工業地域、工業専用地域	80m
	上記以外	100m
市街化調整区域		140m

※1 経年防火水槽(設置から50年以上が経過した防火水槽)及び貯水量40m<sup>3</sup>未満の防火水槽は、開発審査上、有効な消防水利として取り扱わない。

※2 道路、駐車場、緑地、公園、広場等火災の発生及び延焼の危険性の低い部分とする。

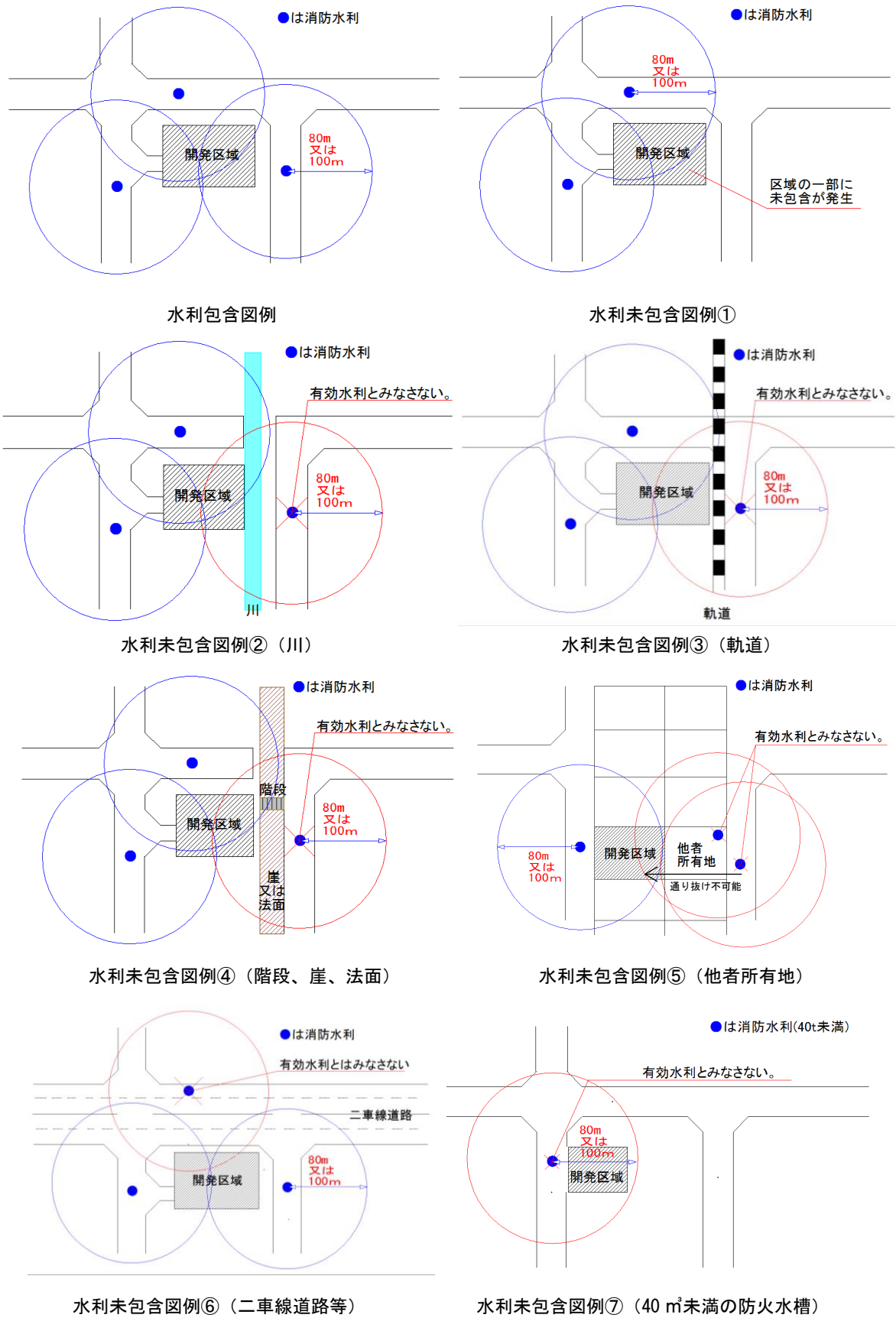
(2) 前号に規定する円の中心は、採水口設備がある消防水利については採水口設備の中心とし、その他の消防水利についてはその消防水利の中心とする。なお、平面上四角形等の消防水利については、対角線を結んだ交点とする。

(3) 消防水利の包含区域は、ホース延長と到達距離の関係に基づき定めるものとし、消防水利と開発事業区域の間に河川、軌道、階段、崖、他者所有地、片側2車線以上の道路等があることにより、有効なホース延長ができない場合、その消防水利は有効な消防水利として取り扱わない。(図1参照)

(4) 他者所有の私設消火栓及び私設防火水槽は、開発審査上、有効な消防水利として取り扱わない。ただし、開発事業区域の事業者が当該消防水利の所有者と同一であり、消防長が消防活動上支障なしと認める場合は、この限りでない。

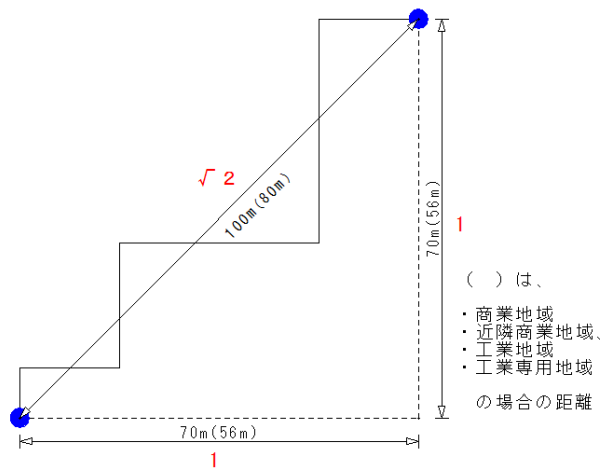


図1 有効消防水利の判定例



- (5) 高低差がある場合又は蛇行してホースを延長する必要がある場合は、そのホース延長距離を到達距離とする。この場合、ホース延長距離は商業地域、近隣商業地域、工業地域、工業専用地域は 112m 以下、市街化調整区域は 200m 以下、それ以外の地域は 140m 以下とする。(図 2 参照)

図 2 ホース延長と到達距離の関係

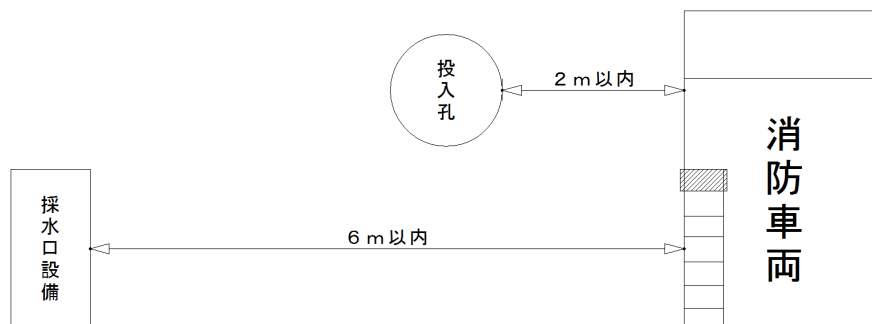


(位置)

第 2 消防水利は、次の各号に適合し、かつ消防ポンプ車が容易に部署し、車載吸管で円滑に吸水を行うことのできる位置に設置するものとする。

- (1) 部署位置の地盤勾配は 10%以下とすること。
- (2) 防火水槽は、原則として、幅員 6 m 以上の道路に面すること。ただし、私設防火水槽にあっては、この限りでない。
- (3) 吸管を延長することが可能な距離は、消防ポンプ車の部署位置から吸管投入孔まで 2 m 以内、採水口設備まで 6 m 以内。(図 3 参照) ただし、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 27 条に規定する消防用水と水槽を兼用する場合は、採水口設備の設置の有無に関らず、2 m 以内とする。

図 3 消防水利までの吸管延長可能距離



(4) その他、建築物の消防用設備等の位置、既存消防水利の位置等を考慮し、消防活動を有効かつ容易に行うことのできる位置。

2 前項の場合において、やむを得ない理由があると消防長が認める場合は、この限りでない。

(消火栓の基準)

第3 消火栓の基準は、日本水道協会規格又は日本工業標準規格によるもので、直径 65mm の口径を有するものであり、直径 150mm 以上の配管にとりつけられていなければならない。ただし、直径 150mm 以上の配管から分岐された菅網の一边の消火栓（直径 75mm 以上 150mm 未満の配管に設置）個数が2つ以下の場合又は直径 150mm 以上の配管から分岐された配管で分岐点に最も近いところに設置された消火栓（直径 75mm 以上 150mm 未満の配管に設置）に限り、直径 75mm 以上とすることができる。（図4-1及び4-2参照）

図4-1 管網配管例

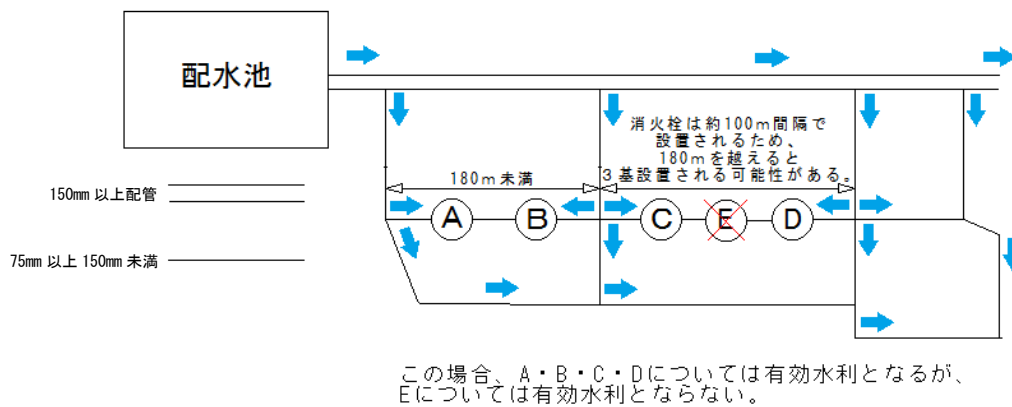
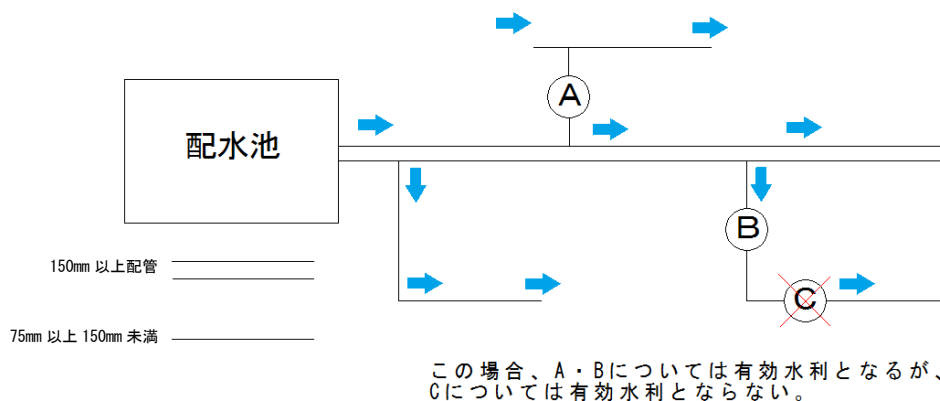


図4-2 枝状配管例



2 既存の公設消火栓については、前項の基準にあたらぬ場合であっても、同時使用開栓数を考慮し、消防活動上必要な水量が十分に確保できる場合で消防長が消防活動上支障なしと認める場合は、開発審査上、有効な消防水利として取り扱うことができる。

3 消火栓の詳細な規格及び構造については、次の各号に適合するものとする。

- (1) 吐水量は毎分 1 m<sup>3</sup>かつ連続 40 分以上。
- (2) 原則として、地下式単口型とし、補修弁付きであること。
- (3) 配水管の分岐点から消火栓までの材質が、鑄鉄製であること。
- (4) その他、神戸市水道局材料規格基準に適合すること。

4 必要に応じて、水道局配水課と協議をして設置するものとする。

(防火水槽の設置)

第4 次の各号のいずれかに該当するときは、設置する消防水利の一以上を防火水槽としなければならない。ただし、開発事業区域周辺に防火水槽等の消防水利が充足していると認められる場合は、これを減ずることができる。

(1) 条例に定める事業のうち、中規模開発事業及び大規模開発事業を行う場合。また、当該場合において、3000 m<sup>2</sup>以降 6 ha 増加するごとに一の防火水槽を加える。ただし、中規模開発事業のうち、主に独立住宅の建設を目的とする開発事業にあつては、開発事業区域の面積が 5000 m<sup>2</sup>未満の場合は防火水槽としないことができる。

(2) 開発事業区域内に共同住宅が建設されるときは、その戸数の合計が 70 戸以上の場合。ただし、当該共同住宅が複合用途防火対象物である場合は、共同住宅部分の一の階の平均戸数に、建物の階数を乗じた数が 70 以上の場合。なお、30 m<sup>2</sup>未満の住戸は 2.6 戸で 1 戸と換算する。

2 既存消防水利によって開発事業区域が包含される場合であっても、開発区域の面積が 2 ha 以上の場合、事業者は防火水槽の設置に努めるものとする。

(防火水槽の分類)

第5 本基準によって設置される防火水槽の分類は、別表第3による。

(防火水槽の基準)

第6 防火水槽は、原則として、財団法人日本消防設備安全センター認定仕様の二次製品防火水槽を設置する。ただし、私設防火水槽については、消防長がやむを得ない理由があると認める場合に限り、地中ばり防火水槽又は現場打ち防火水槽とすることができる。

2 防火水槽は、用地及び付帯設備を含め、原則として本市へ帰属する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、私設防火水槽とする。

- (1) 開発事業区域内の公道に面した位置に防火水槽を設置することができない場合。
- (2) 開発事業区域を包含するためには、開発事業区域内の公道に面した位置に防火水槽を設置することが不適當である場合。
- (3) その他、消防長が公設防火水槽とすることができないと認める場合。

3 防火水槽用地は、原則として他に使用することのない専用用地とする。ただし、消防長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

4 防火水槽を、本市が管理する公園内に設置する場合は、公園管理者及び消防長が許可する場合に限り認めるものとする。

5 防火水槽を本市が管理する土地（市営住宅敷地、市教育機関等）に設置する場合は、本条第2項1号及び2号の規定に関らず、公設防火水槽とすることができる。ただし、消防

吏員が使用するために常時立ち入ることができない構造となっている場合は、当該公有地の管理者が所有・管理する私設防火水槽として取り扱う。

- 6 開発行為等により設置される防火水槽と消防法施行令第27条に規定する消防用水は兼用できない。ただし、消防長が認める場合は、それぞれの規定容量を確保し、水槽を兼用することができる。

(二次製品防火水槽の規格及び構造)

第7 二次製品防火水槽の詳細な規格及び構造については、次の各項及び別図1に適合するものとする。

- 2 形状等は、次の各号によるものとする。

- (1) 貯水量は40 m<sup>3</sup>以上。
- (2) 財団法人日本消防設備安全センター認定品。(※認定証を添付すること。)
- (3) 有蓋地下式のⅢ型(適用荷重T-25以上)とする。ただし、専用用地、公園内又は私有地で大型車両等の通行がなく、通行量が少ない場所にあつては、有蓋地下式のⅡ型(T-20以上)とすることができる。また、私設防火水槽については地上式とすることができる。
- (4) 一槽式で漏水のおそれがない構造。
- (5) 集水ピットを有するもの。
- (6) 水槽の深さは、集水ピットの部分を除き地表面から4.5m以内。
- (7) 地表面から水槽上部までの距離(土被り)は原則として1m。ただし、やむを得ない場合は、耐圧の範囲内で変更を認める。

- 3 集水ピットは、次の各号によるものとする。

- (1) 導水管及び吸管投入孔の直下に設ける。
- (2) 一辺の長さ60cm又は直径60cmかつ深さ50cm以上1m未満。

- 4 吸管投入孔は、次の各号によるものとする。

- (1) 2箇所以上の吸管投入孔を設ける。ただし、採水口設備を設置した場合は1箇所以上とすることができる。
- (2) 吸管投入孔蓋は、次の号の細目に適合するものとする。
  - ア 財団法人日本消防設備安全センター認定品。(※認定証を添付すること。)
  - イ 直径60cmの丸蓋とし、蝶番式による開閉操作方式とする。
  - ウ 「防火水槽」の表示があり、エポキシ樹脂で黄色に塗装していること。
  - エ スリップが生じにくい表面構造とすること。
  - オ 適用荷重はT-25以上とする。ただし、専用用地、公園内又は私有地で大型車両等の通行がなく、通行量が少ない場所にあつては、T-20以上とすることができる。
  - カ その他、別図2の例を参考にするものとする。

- (3) 転落防止措置をとる。

- (4) 吸管投入孔から視認できる位置に、別図3の充水限度を標示する。

- (5) 吸管投入孔から水槽底に下りることができるよう、トラップ等を設置することとし、その埋設部が漏水の原因とならない構造にすること。

(6) 吸管投入孔蓋の周囲には、原則として、幅 10cm 以上 15cm 以下で黄色の溶着塗装を施すこと。

(採水口設備の規格及び構造)

第8 採水口設備は、次の各号によるものとする。

(1) 公設防火水槽及び総合設計制度利用のために設置される防火水槽に設置する採水口設備は、原則として、別図4の神戸市仕様 (KY-II型) とする。ただし、消防長が認める場合は、この限りでない。

(2) 上記以外の防火水槽に設置する採水口設備は、次の号の細目に適合するものとする。

ア 取り付け高さは、地表面から吸管結合部の中心まで 0.5m 以上 1 m 以下。

イ 材質は、強度、耐蝕性及び耐熱性を有するもの。

ウ 結合部は呼称 75mm のメスねじとし、JIS B 9912 (消防用ねじ式結合金具の結合寸法) に適合するもの。

エ 覆冠を設け、面板等に「採水口」の文字と水量 (〇 m<sup>3</sup>) を表示すること。

オ その他、別図5の例を参考にするものとする。

2 導水管は、次の各号によるものとする。

(1) 配管の口径は 125mm 以上とする。ただし、採水口 1 口ごとの単独配管とする場合は、口径 100mm 以上とすることができる。

(2) 消防ポンプ車を使用して、毎分 1 m<sup>3</sup>以上の取水ができること。

(3) 吸水口は、集水ピット底面より 30cm 程度離すこと。なお、導水管を 2 本以上設ける場合、それぞれの導水管を集水ピット側面より 15cm 以上離し、かつ片方の導水管の長さを 10cm 程度短くすること。

(4) 材質は、強度及び耐蝕性を有すること。ただし、埋設配管する部分は、SGP-VS (消火用塩化ビニル被覆鋼管) 又は SGP-PS (消火用塩化ポリエチレン被覆鋼管) を使用すること。

(5) 架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をすること。

(6) 配管長及び配管口径等は別表第4によって判断する。

(7) 消防用水と水槽を兼用する場合、防火水槽側の導水管を短くし、消防用水の規定容量を確保できる構造とすること。

(8) その他、別図6の例によるものとする。

3 通気管は、次の各号によるものとする。

(1) 口径は 80mm 以上とし、取水に支障のない材質とすること。

(2) 通気口には、異物の混入を防ぐための措置を講じること。

(3) 給水管と通気管を兼用してもよい。

(防火水槽用地の仕様)

第9 防火水槽用地は、次の各号によるものとする。

(1) 公設防火水槽用地は、他に使用する目的のない専用土地とする。(本市が管理する公園等の公有地に設置する場合を除く。)

(2) 公設防火水槽用地は、水槽の外壁から敷地及び道路境界まで 1 m 以上の距離をとること。

と。


- (3) 公設防火水槽用地の地表面は、原則として、コンクリート舗装（厚さ7cm以上、刷毛引き仕上げ）とする。ただし、消防長が認める場合に限り、自然色のカラーアスファルト舗装（厚さ5cm以上、非透水性）、インターロッキングブロック舗装等にすることができる。なお、いずれの舗装方法においても、除草剤、防草シート等で雑草対策を十分に施すこと。
- (4) 公設防火水槽用地は、別図7の例のとおり、民地側には高柵、道路側には低柵を設ける。
- (5) 周囲の状況により、高柵の下に高さ20cm程度のコンクリート土台を設けるなど、民地側からの土砂の流入を防ぐ構造とすること。
- (6) 公設防火水槽用地の中には、法面及び擁壁を設けない。
- (7) 公設防火水槽用地が民地と接する場合、境界標により明確に表示する。境界標については次の号の細目及び別図8の例によるものとする。
  - ア 境界標は、原則、標柱の設置とするが、次のいずれかに該当する場合は明示板（プレート板）を設置してもよいものとする。
    - (ア) 道路境界がU型側溝（トラフ）等の構造物で標柱が入らない場合。
    - (イ) 曲線部分の始点、終点及び中間点以外の変化点。
    - (ウ) 構造物側面に設置する場合。
    - (エ) 直線部分の中間点。
    - (オ) その他、構造物の形状により標柱の設置が困難と思われる場合で、主管課と協議できたもの。
  - イ 境界標柱は次の表によるものとし、上部に神戸市のマーク（朱色）を彫刻する。


境界標柱仕様

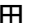
名称	縦	横	高さ	材料	埋設	備考
I型境界標柱	3cm	3cm	20cm	鉄筋コンクリート	1.0cm 露出	(仮杭) 表面1辺4cm の正方形で長さ35cm 上部15cm朱色の木杭
II型境界標柱	6cm	6cm	30cm	鉄筋コンクリート	1.0cm 露出	

- ウ 明示板については、次のとおりとする。
  - (ア) 3cm×3cmのアルミ合金製でペーパー仕上げとする。
  - (イ) 埋設方法は、埋設ボルト及び裏面をモルタル又は接着剤で接着し埋設すること。
  - (ウ) 明示板のマークについては、敷地境界が明確に分かるもので、かつ神戸市のマークが彫刻されていること。
- エ 境界標の設置基準については、次のとおりとする。
  - (ア) 角度が135度以下の隅及び角にはII型境界標柱を使用し、その他はI型境界標柱を使用する。

(イ) 境界標柱の標示は a 型、b 型及び c 型に区分し、その使用方法は次のとおりとする。

a 型（側面型 ）は直線部分の中間点に使用する。

b 型（角型 ）は境界区域の変化点に使用する。

c 型（角型 ）は 4 線以上の境界点に使用する。

(8) 原則として、防火水槽及び防火水槽の附帯設備以外の工作物を設けないこと。

(9) 公設防火水槽用地は、幅員 6 m 以上の公道に面していること。ただし、消防ポンプ車が容易に進入できる公有地敷地内については、この限りでない。

(10) 防火水槽設置場所が敷地内通路等で、消防ポンプ車が部署する位置に一般車両の駐車が予想される場合は、黄色の溶着塗装等で消防活動空地进行を標示し、一般車両の駐車を規制する措置を講じるものとする。

（地中ばり防火水槽及び現場打ち防火水槽の規格及び構造）

第 10 地中ばり防火水槽及び現場打ち防火水槽の詳細な規格及び構造については、次の各項及び別図 9 に適合するものとする。

2 形状等は、次の各号によるものとする。

(1) 貯水量は 40 m<sup>3</sup>以上。

(2) 集水ピットを有するもの。

(3) 水槽の深さは、集水ピットの部分を除き地表面から 4.5m 以内。

(4) 樹脂系塗膜防水剤等で、側壁上端まで防水処理が施されていること。

(5) 防火水槽機能と関係しない配管を敷設しないこと。

3 集水ピットは、第 2 章第 2 節第 7-3 に定める規格に準ずる。

4 吸管投入孔は、第 2 章第 2 節第 7-4 に定める規格に準ずる。

5 採水口設備は、第 2 章第 2 節第 8-1 に定める規格に準ずる。

6 導水管は、第 2 章第 2 節第 8-2 に定める規格に準ずる。

7 通気管は、第 2 章第 2 節第 8-3 に定める規格に準ずる。

8 水槽が複数の地中ばりで区画されている場合は、硬質塩化ビニル管等を使用し、次の各号のとおり各区間に通気口、通水口及び人通口を設けること。

(1) 通気口は直径 10cm 以上とし、有効水量にかからないよう各梁の上部に 2 箇所以上設ける。

(2) 通水口は直径 15cm 以上とし、底板に接するよう各梁の下部に 2 箇所以上設ける。

(3) 人通口は一辺の長さ 50cm 以上又は直径 50cm 以上とし、その下端が底板から 50cm 以下になるように設ける。ただし、構造上設置が困難な場合は、各区画に点検用人孔を設けること。

9 その他、円滑な消防活動に支障のない構造であること。

（標識の規格及び構造）

第 11 原則として、防火水槽の吸管投入孔又は採水口設備から概ね 5 m 以内に標識を設置するものとする。ただし、土地利用計画上、5 m 以内に標識を設置することが困難な場合は、この限りでない。



- 2 消防水利の標識は、次の各号及び別図 10 の例によるほか、消防法施行規則（以下、「消防法施行規則」（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）という。）第 34 条の 2 及び消防水利の標識について（昭和 45 年 8 月 19 日消防防第 442 号消防長防災救急課長通知）によるものとする。
- (1) 原則、支柱による掲出とするが、土地利用計画上、支柱掲出が困難な場合は、視認が容易な壁等に掲出できるものとする。
  - (2) 消防隊が容易に視認できる位置に掲出する。
  - (3) 防火水槽が、敷地内の公道から離れた場所にある場合は、敷地入口付近に標識を設置する。
  - (4) 標識には、防火水槽の容量を付記する。
  - (5) 「駐車禁止 (10m)」の補助標識板を設ける。ただし、防火水槽の吸管投入孔又は採水口設備から概ね 5 m 以上離れた場所に設置する場合は、防火水槽の吸管投入孔又は採水口設備への方角及び距離を示した補助標識板を設ける。
  - (6) 敷地入口付近に標識を設置するとき、敷地が広大な場合や敷地内に複数の防火水槽が設置されている場合等で、補助標識板によってその位置を示すことが困難な場合は、補助標識板に代えて、防火水槽の位置を示した敷地内地図等を設置するものとする。
  - (7) 標識板及び補助標識板の材質は、耐蝕アルミニウム合金板とする。
  - (8) 標識板及び補助標識板の表面は、全面反射とする。
  - (9) 標識板及び補助標識板の縁は、折り曲げ加工とする。
  - (10) 標識板は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。
  - (11) 補助標識板は、文字を黒色、矢印を赤色、地を白色とする。
  - (12) 支柱の寸法は、外径 60.5 φ 又は 70.3 φ、厚さ 2.8mm（標識板の設置高さを 2.5m 以上とする場合又は標識を 2 枚以上共架する場合は 3.2mm）以上とする。
  - (13) 支柱の材質は、溶融亜鉛メッキ鋼管又はそれと同等以上のものとし、強度、耐蝕性及び耐熱性を有するもの。
  - (14) 支柱の頭部には、雨水等の流入を防ぐため、支柱キャップをすること。
  - (15) 支柱には、反射材等で視認性を高める措置を施すこと。
  - (16) 支柱の地際には、高さ 15cm 程度のコンクリート等で耐蝕措置を施すこと。
  - (17) 支柱は、車道及び隣地との境界から 50cm 以上離すこと。ただし、歩道等に設置する場合は道路管理者との協議による。

## 第3節 検査要領

(検査依頼)

- 第1 事業者は、検査に際し、「開発行為等に伴う消防施設の中間・完成検査依頼書（様式第8号）」を消防長に提出し、検査を依頼するものとする。
- 2 警防課長は、「開発行為等に関する工事の完成検査について（様式第9号）」で、所轄消防署長へ現地検査を依頼するものとする。

(検査区分)

- 第2 検査は、工事途中で行う中間検査と、工事完了後に行う完成検査に区分する。

(中間検査)

- 第3 中間検査は、防火水槽について工事完了後では確認できない事項及び完了後では変更、改修等ができない事項を、事業者の同意及び立会いを得て工事現場に立ち入り、別表第5に定める項目の検査を実施する。ただし、現場打ち防火水槽以外の防火水槽にあつては、工事記録写真の提出をもってこれに代えることができる。

- 2 事業者は、工事記録写真の提出に際し、土地利用計画、工期、工区等の変更の有無を報告する。

- 3 前項に規定する工事記録写真については、工事が適切に行われたかどうかを判定するための資料とし、撮影箇所については、次の各号による。

- (1) 工事着手前及び完了後の施工場所の全景、四方の現況及び工事による影響が予測される擁壁、崖、構造物等。
- (2) 工事中の工事過程を矢板打込、掘削、基礎、配筋、コンクリート打込、転圧状況等工程毎に1箇所以上。
- (3) 監督員が指示する場所。
- (4) 被災の恐れがあるときは、その場所及び都度の状況。

- 4 前2項に規定する工事記録写真の撮影方法については、次の各号による。

- (1) 箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫すること。
- (2) 撮影箇所は、工種、撮影時期、側点、設計寸法、実測寸法の事項を記入し、整理説明の便となるよう工夫すること。
- (3) 写真の大きさは9cm×13cm（手札型）を標準とするが、記録写真確認時に支障なく確認できるのであれば、大きさを変更することができる。

- 5 前3項に規定する工事記録写真については、写真帳を作成するものとする。作成方法については、次の各号による。

- (1) 写真は、施工の時期、工種及び順序が判定できるように整理する。
- (2) 紙ファイル等に綴じ、表紙及び背表紙に工事名、請負者名を記入する。
- (3) 1ページ目には、施工箇所の平面図に撮影箇所を明示して添付する。
- (4) 2ページ目には、工事着手前と完了後を比較対照できる写真を貼り付ける。

(完成検査)

第4 完成検査は、開発工事の完了後、別表第6に定める項目の検査を実施する。ただし、防火水槽本体検査及び漏水検査にあつては、防火水槽の設置が完了後、実施することができる。

2 専用用地を伴う公設防火水槽及び採水口設備が設置された公設防火水槽以外の防火水槽にあつては、用地（上地）の検査を工事記録写真の提出に代えることができる。

3 事業者は、消火栓の完成検査に際し、事前に水道事業者に通水の確認と検査による影響の検討（赤水対策等）を依頼し、検査時期を調整しておくものとする。

（検査報告）

第5 完成検査を実施した消防署長は、「開発行為等に関する工事完成検査報告書（様式第10号又は様式第11号）」で、警防課長へ報告するものとする。

2 警防課長は、消防署長の報告を受理した後、所管課へ、「開発行為に関する工事完了（一部工事完了）検査報告書（様式第12号）」で、検査結果の合否を報告するものとする。

## 第4節 帰属・移管

(帰属)

- 第1 公設消火栓は、水道局において維持、管理するものとする。
- 2 防火水槽は、原則として防火水槽専用地に設置し、本市に帰属する。ただし、本市に帰属される公共施設用地の管理者となる者の承認が得られた場合のみ、当該公共施設用地へ設置できるものとする。
- 3 本市へ所有権が移転する防火水槽又は本市に地上権を設定する防火水槽が帰属する日は、工事完了公告日の翌日とし、その保証期間は、検査合格日から1年間とする。
- 4 防火水槽を帰属しない場合は、事業者が自主管理するものとする。この場合、将来にわたって防火水槽の維持管理が適切に行われるよう、事業者は本市に誓約書を提出すること。

(移管)

- 第2 消防長は、完成検査の結果、防火水槽が協議内容と相違なく設置され、防火水槽の帰属に支障がないと認める場合は、次の各項及び別表第7のとおり移管事務を進めるものとする。
- 2 都市計画法又は条例に基づく許可条件として設置された防火水槽の移管事務は、次の各号によるものとする。ただし、神戸市の市内部局が設置した防火水槽を除く。
- (1) 事業者は、防火水槽及び防火水槽用地を移管する場合は、完了公告時に神戸市長に関係図書(様式第13号及び様式第13号の7)を提出し、現地立会いの上審査を受け、支障がなければ防火水槽引受書(様式第13号の9)の交付を受ける。
- (2) 事業者は、防火水槽のみを移管する場合は、完了公告時に神戸市長に関係図書(様式第13号の2)を提出し、現地立会いの上審査を受け、支障がなければ防火水槽引受書(様式第13号の9)の交付を受ける。
- 3 神戸市の市内部局(本市所有の用地)が設置した防火水槽の移管事務は、次の各号によるものとする。
- (1) 事業者は、防火水槽及び防火水槽用地を移管する場合は、完成検査合格後に消防局長に関係図書(様式第13号の3)を提出し、現地立会いの上審査を受け、支障がなければ防火水槽引受書(様式第13号の10)の交付を受ける。
- (2) 事業者は、防火水槽のみを移管する場合は、完成検査合格後に消防局長に関係図書(様式第13号の4)を提出し、現地立会いの上審査を受け、支障がなければ防火水槽引受書(様式第13号の10)の交付を受ける。
- 4 前記以外で設置された防火水槽の移管事務は、次の各号によるものとする。
- (1) 事業者は、防火水槽及び防火水槽用地を移管する場合は、完成検査合格後に神戸市長に関係図書(様式第13号の5及び様式第13号の8)を提出し、現地立会いの上審査を受け、支障がなければ防火水槽引受書(様式第13号の11)の交付を受ける。
- (2) 事業者は、防火水槽のみを移管する場合は、完成検査合格後に神戸市長に関係図書(様式第13号の6)を提出し、現地立会いの上審査を受け、支障がなければ防火水槽引受書

(様式第 13 号の 11) の交付を受ける。

- 5 完成検査合格日から 1 年以内に限り、前 3 項の現地検査を省略することができる。
- 6 現地審査時に不適合箇所がある場合、事業者によって修正が完了するまでは移管事務を行わない。
- 7 防火水槽のみが消防局へ移管される場合、防火水槽用地について、土地使用貸借契約書(様式第 14 号)の締結又は占有許可等の契約の締結を行う。
- 8 警防課長は、防火水槽が移管されれば、速やかに所轄消防署長へ通知(様式第 15 号)するものとする。

## 第5節 ゴルフ場等開発事業

(ゴルフ場等開発事業)

- 第1 ゴルフ場、レジャーランド等について、消防水利を必要とする開発区域は、クラブハウス、管理棟、寮等建築物にかかる敷地面積を基準に、次の各項のとおり設置するものとする。
- 2 ゴルフ場に関する事項は、次の各号によるものとする。
- (1) クラブハウスの敷地内に、防火水槽を設けることとする。ただし、将来にわたり常時支障なく使用できるプール、池、泉水等があり、維持管理が担保される場合はこの限りでない。
  - (2) 建築延面積が 60 m<sup>2</sup>以上の休憩所、茶店等を設けた場合は、散水栓の有効範囲に入るようにすることとする。
  - (3) ゴルフ場等の開発区域の周囲に植樹する場合は、常緑の低灌木木（防火樹）を幅 2 m 以上植樹するよう努めることとする。ただし、幅 2 m 以上の遊歩道等があり、延焼の恐れがない場合はこの限りでない。
  - (4) 散水栓の設置し、消火活動用放水器具箱を付置するときは、40mm ホース 5 本以上及び口径 8 mm から 15mm の筒先 1 本を常備する。
  - (5) ゴルフ場等の休憩所等には、喫煙場所を設けることとする。また、遊歩道、ハイキングコース等を設けた場合は、途中の広場に喫煙場所を設けることとする。
- 3 レジャーランド施設については、開発面積 6 ha ごとに一の消防水利を設けることとし、その有効範囲は 140m とする。

## 第3章 消防活動空地等の確保及び代替措置

### 第1節 共通事項

(協議及び手続きの流れ)

第1 事業者は、条例第2条第1号(イ、エ及びオを除く。)に掲げる開発事業をするときは、消防活動空地等に関する事項について、あらかじめ消防長に申出て協議するものとする。

2 前項の場合において、協議は、次の各号に掲げる見出しの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり協議するものとする。

(1) 協議場所 神戸市役所4号館(危機管理センター) 警防課

※消防活動空地等の代替措置をとる場合は査察課にも別途協議が必要

(2) 協議方法 対面にて実施(電話による協議は不可)

(3) 協議内容 消防活動空地等に関する次の事項

ア 消防はしご車等の進入に必要な通路、隅切り等の確保

イ 消防はしご車等の活動に必要な通路の幅員、勾配及び地盤支持力並びに保有距離及び活動空間の確保

ウ 消防活動空地等が確保できない場合の代替措置

エ 開発工事中の消防対策及び防災対策

オ その他必要な事項

(4) 協議書類 別表第8のとおり

3 事業者は、前項に定める協議及び手続きを、別表第2を例に実施するものとする。

4 事業者は、協議の内容に変更がある場合、「協議一部変更届(様式第7号)」を提出し、消防長の承認を得るものとする。

(同意)

第2 事業者は、開発許可のために必要になった消防活動空地等について、条例第12条第1項に基づき、消防長と協議するものとする。

(申請)

第3 事業者は、前項目による消防長との協議に際し、標準処理期間を考慮して申請書類等を提出しなければならない。

2 前項に規定する標準処理期間は、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を要するものとする。ただし、不足の事態が発生した場合については、この限りでない。

(1) 開発事業審査申出書(回答) 2週間

(2) 集合住宅等建設協議(回答) 2週間

(3) その他の回答等 2週間

(4) 消防活動空地等(確保・代替・一部代替)の届出・協議書(審査) 2週間

(5) 消防活動空地等完成検査関連(現地検査1日、報告等3週間程度) 3週間

- 3 前項に規定する標準処理期間は、申請書類等に不備なく、消防局が正式に受理した日の翌日から起算するものとする。ただし、完成検査関連については検査の初日から起算するものとする。また、標準処理期間に土日祝日は含まない。



## 第2節 消防活動空地等の確保

### (適用対象)

第1 次のいずれかに該当する場合には、敷地内に消防活動空地等を確保するものとする。

- (1) 中高層建築物（4階以上又は地上高15mを超える建築物）を建築する場合。この場合において、4階とは建築基準法上の4階ではなく、地盤面より4層構造になるものをいう。
- (2) 前号による場合のほか、消防隊が、災害に対して迅速かつ有効に消防活動を行うことができない場合。

### (進入路)

第2 消防活動空地に至る進入路は、次の各号によるものとする。

- (1) 幅員は、原則として4m以上とすること。
- (2) 進入路の地盤勾配は、原則として5%以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合において、消防車両の通行に支障がない措置をとる場合には、10%以下とすることができる。
- (3) 進入路の適用荷重はT-25以上とすること。
- (4) 前面道路と進入路が接続している部分については、別表第9のとおり前面道路の幅員に応じて表の数値以上の進入路を確保するか、隅切り等により有効な進入路を確保すること。
- (5) 進入路の地盤面から高さ4m以内には、消防車両等の進入に支障となる工作物を設けてはならない。
- (6) 緊急時、一般車両等の駐停車等によって消防車両の通行が阻害されるおそれがある場合、適宜、入口等に引き抜き式バリカー等を設置することができる。バリカー等は、緊急時に消防隊が容易に除去できるものであること。
- (7) 消防車両の回転可否については、別図11及び別図12を例に、原則として、大型消防車両の回転軌跡図を参照して判定するものとする。この場合、回転軌跡については最小を定めたものであり、両側各0.5mの幅を見込んで判定するものとする。
- (8) その他、道路構造令に準拠するものとする。

### (活動空地)

第3 消防活動空地は、次の各号によるものとする。

- (1) 消防活動空地は、建築基準法施工令第126条の6第1号の規定により設置する非常用の進入口、同条第2号の規定により設置する窓その他の開口部及び共同住宅の各住戸又は宿泊施設の各寝室に設けられたバルコニー等（以下「非常用進入口等」という。）に対して、消防はしご車が有効に架梯できる位置に設置すること。
- (2) 全ての非常用進入口等に対して設置できるようにすること。ただし、バルコニーが連続して設置されている場合、3スパン・4住戸分までは、消防隊が破壊板を破壊することにより横方向の移動、活動が可能と判断することができる。

- (3) 消防活動空地は、原則、開発区域内に設置するものとするが、有効である場合は付近公道を活動空地とすることができる。
- (4) 電線等の架空線によって架梯障害が生じる場合は、消防活動空地とすることはできない。ただし、関係機関（関西電力、NTT、道路管理者、その他の有線通信会社等）と調整し改善が図れ、消防長が、消防活動上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (5) 活動空地の範囲は6 m×12mとする。この範囲に側溝は含めない。
- (6) 活動空地の地盤勾配は、5%以下とすること。
- (7) 活動空地の適用荷重はT-25以上とし、原則、上地はアスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装とする。ただし、同等以上の地盤支持力を有する場合で、消防長が、消防活動上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (8) T-25以上の耐圧が確保されているものであっても、マンホール蓋及び側溝用グレーチング蓋等を消防活動空地の一部としてはならない。
- (9) 消防活動空地は、建築物との位置関係を別図13の範囲となるように適切に設置するものとする。
- (10) 活動空地の中心が、架梯の対象となる非常用進入口等から概ね5 m以上12m以内となるよう設けるとともに、架梯最上階の非常用進入口等の手摺の高さへの架梯角度（梯体の下側）が75度以内になるように設けること。また、その間の空間には、はしご伸長に支障となる工作物等がないこと。

（標識及び標示）

第4 進入路の入口には、消防隊が容易に視認できる位置に別図14を例に標識を掲出するものとする。

- 2 進入路又は活動空地を芝生貼等にする場合、別図14を例に補助標識板を設けるものとする。ただし、公道を活動空地とする場合は設置を要しない。
- 3 活動空地に一般車両の駐車が予想される場合は、別図15を例に黄色の溶着塗装等で消防活動空地を標示し、一般車両の駐車を規制する措置を講じるものとする。ただし、標示が困難な場合は、別図16を例に標識を掲出すること。
- 4 その他、次の各号によるものとする。
  - (1) 標識は、消防活動空地等から概ね5 m以内に設置。
  - (2) 「駐車禁止(10m)」の補助標識板を設ける。ただし、消防活動空地等から概ね5 m以上離れて標識を設置する場合を除く。
  - (3) 標識板及び補助標識板の材質は、耐蝕アルミニウム合金板とする。
  - (4) 標識板及び補助標識板の表面は、全面反射とする。
  - (5) 標識板及び補助標識板の縁は、折り曲げ加工とする。
  - (6) 標識板は、文字及び縁を赤色、地を白色とする。
  - (7) 補助標識板は、文字を黒色、矢印を赤色、地を白色とする。
  - (8) 支柱の寸法は、外径60.5φ又は70.3φ、厚さ2.8mm（標識板の設置高さを2.5m以上とする場合又は標識を2枚以上共架する場合は3.2mm）以上とする。
  - (9) 支柱の材質は、溶融亜鉛メッキ鋼管又はそれと同等以上のものとし、強度、耐蝕性及

び耐熱性を有するもの。

- (10) 支柱の頭部には、雨水等の流入を防ぐため、支柱キャップをすること。
- (11) 支柱には、反射材等で視認性を高める措置を施すこと。
- (12) 支柱の地際には、高さ 15cm 程度のコンクリート等で耐蝕措置を施すこと。
- (13) 支柱は、車道及び隣地との境界から 50cm 以上離すこと。ただし、歩道等に設置する場合は道路管理者との協議による。
- (14) その他、別図 10 の例を参考にするものとする。

### 第3節 消防活動空地等の代替措置

(消防活動空地等の代替措置)

- 第1 消防法施行令別表第1 (5) 項及び(6) 項に掲げる防火対象物であって、第3章第2節第1に規定する消防活動空地等の確保が、土地利用計画上又はその周辺の状況等により極めて困難であると消防長が認める場合には、消防隊の活動又は避難のための設備を有効に設ける場合に限り、これに代えることができる。
- 2 事業者は、消防活動空地等の代替措置をとる場合は、警防課のほか、建築確認申請に際して、消防局予防部査察課と協議するものとする。
- 3 原則として、消防活動空地等の代替措置は、消防法施行令第2章第3節第2款から第6款までの規定により義務設置される消防用設備等(第12条のスプリンクラー設備を除く。)又は同第7款の規定により義務設置される、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等と兼用することはできない。ただし、消防法施行令第12条の規定によりスプリンクラー設備が設置される建物(共同住宅用スプリンクラー設備を含む)、及び建築基準法第34条第2項の規定により非常用エレベーターが設置される建物については、消防長が認める場合、これをもって代替措置とすることができる。
- 4 代替措置として設置する設備等の詳細については、神戸市消防用設備等技術基準(以下「消防用設備等技術基準」という。)に定める基準に適合させるものとする。

(建物用途別の選択可能代替措置)

- 第2 消防法施行令別表第1 (5) 項ロに掲げる防火対象物に対する消防活動空地等の代替措置は、別表第10に定める代替措置から一以上選択し、有効に設置するものとする。
- 2 消防法施行令別表第1 (5) 項イ及び(6) 項に掲げる防火対象物に対する消防活動空地等の代替措置は、次の表に定める代替措置から一以上選択し、有効に設置するものとする。

消防法施行令別表第1 (5) 項イ及び(6) 項の代替措置

10階建以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回廊式バルコニー</li> <li>・スプリンクラー設備</li> <li>・連結送水管</li> <li>・屋外避難階段又は特別避難階段※1</li> <li>・バルコニー有効幅1.2m以上※2</li> </ul>
11階建以上 または 31m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回廊式バルコニー</li> <li>・屋外避難階段又は特別避難階段※1</li> <li>・バルコニー有効幅1.2m以上※2</li> <li>・非常用エレベーター</li> </ul>

※1 住民等の避難、消防隊の進入等に有効な位置に、建築基準法基準より一以上追加設置する。

※2 バルコニーが連続している場合に限る。

3 前2項に規定する防火対象物以外の防火対象物にあつては、原則として消防活動空地等の代替措置は認められない。ただし、代替措置をとることがやむを得ないと消防長が判断した場合、建物の用途、規模等を考慮し、次の各号に例示する中から代替措置として指導することができる。

- (1) 回廊式バルコニー
- (2) スプリンクラー設備
- (3) 屋外避難階段又は特別避難階段※1
- (4) バルコニー及び避難用固定タラップ※2
- (5) 非常用エレベーター
- (6) 二次製品防火水槽（開発事業等に伴う義務設置のものを除く）
- (7) その他、消防活動及び避難のための有効な設備

※1 住民等の避難、消防隊の進入等に有効な位置に、建築基準法基準より一以上追加設置する。

※2 避難ハッチの開口寸法は700×700以上とし、下階からも進入できる構造とする。

## 第4節 検査要領

(検査依頼)

- 第1 事業者は、検査に際し、「開発行為等に伴う消防施設の中間・完成検査依頼書（様式第8号）」を消防長に提出し、検査を依頼するものとする。
- 2 警防課長は、「開発行為等に関する工事の完成検査について（様式第9号）」で、所轄消防署長へ現地検査を依頼するものとする。
- 3 原則として、査察課による防火対象物の使用開始前検査と同日時に行うものとする。

(検査区分)

- 第2 検査は、工事完了後に行う完成検査のみとし、中間検査は行わない。

(完成検査)

- 第3 消防活動空地等及び代替措置の完成検査は、次の表に定める項目の検査を実施する。

消防活動空地等及び代替設備 検査実施項目

内容	検査実施者
1 街区計画及び通路は、消防車両等の進入に十分な幅員、隅切、勾配が確保されているか。 2 進入路の地盤面から高さ4m以内には、消防車両等の進入に支障となる工作物を設けていないか。 3 消防活動空地が、図面どおりの位置に設けられているか。 4 消防はしご車等の活動に必要な空間が十分に確保されているか。 5 ホース延長、器材搬送等の消防活動に支障となる擁壁、崖、工作物はないか。 6 消防活動空地から、非常用進入口等に対して架梯可能であるか。目視で判断し難い場合は、実際に架梯を行う。 7 代替措置を講じた建物にあっては、有効に代替設備等が設置されているか。	消防署長

(検査報告)

- 第4 完成検査を実施した消防署長は、「開発行為等に関する工事完成検査報告書（様式第10号又は様式第11号）」で、警防課長へ報告するものとする。
- 2 警防課長は、消防署長の報告を受理した後、所管課へ、「開発行為に関する工事完了（一部工事完了）検査報告書（様式第12号）」で、検査結果の合否を報告するものとする。

## 第5節 管理・点検要領

(維持管理)

- 第1 消防活動空地等及び代替設備については、事業者が自主管理するものとする。この場合、将来にわたって消防活動空地等及び代替設備の維持管理が適切に行われるよう、本市に誓約書（様式第17号）を提出することとする。
- 2 消防活動空地等の代替で設置された設備については、消防法第17条の3の3に準拠し点検及び報告を実施するものとする。
- 3 事業者は、消防活動空地等をなんらかの理由により使用できない状態に置くときは、所轄消防署に使用不能期間、理由等を遅滞なく報告するものとする。